

制定年月日 昭和26年9月19日	定 款	最終改訂年月日 令和4年6月15日
---------------------	-----	----------------------

大宝運輸株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、大宝運輸株式会社と称し、英文では、
Taiho Transportation Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買ならびに新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器および部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬および処理
- (10) 不動産の貸付および管理ならびにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵および販売
- (13) 前記各号に関連附帯する一切の事業
- (14) 前記各号に関連附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(広告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、22,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(1単元の株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 22 条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知)

第 25 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
3. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会規則)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第 32 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第 34 条 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。
但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 37 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第 38 条 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会の報酬等)

第 39 条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとする。

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条の 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 43 条 当会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

- 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてには取り扱わない。
- 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。
- 第4条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規程の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定に位関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。